

2. 都市づくりの方針

1 土地利用・市街地整備の方針

基本的な考え方

活力あふれ、力強い都市づくりを進めていくにあたり、知立駅を核とする中心拠点において人々の交流が活発化する土地利用を促進するとともに、人口増加の受け皿となる住宅地や、産業活動の拠点を確保していく必要があります。

そのため、知立駅周辺では、生活に必要な都市機能や経済活動上求められる都市機能の誘導と、まちなか居住の促進を図り、賑わいあふれる市街地の形成を進めます。なお、知立駅周辺の土地利用については、関連事業等の見通しを踏まえて見直しを行っていくこととします。

住宅地については、市街化区域内の低未利用地を活用していくとともに、子育て世代の定住化等を促進するため、新たな住宅用地を確保します。産業地については、地域経済及び産業を活性化させるため、既存の工業用地の有効活用に加え、新たな産業地の確保にあたっては、周辺環境に配慮するとともに、農業関係者等との調整を行い、計画的な土地利用を図ります。

また、交通利便性の高いエリアに居住を誘導するほか、防災・減災を考慮した土地利用を進めていきます。さらに、市街化調整区域の農地は、農業の生産基盤となっているため、これらの保全に努めるとともに、市街化区域の農地についても住環境との調和を図りつつ保全・活用を図り、誰もが住みよさを感じられる都市づくりを目指します。

低層住宅地区

- ・戸建て住宅が中心として立地している「低層住宅地区」では、良好な居住環境を確保するため、周辺環境と調和したゆとりある土地利用を図ります。

一般住宅地区

- ・中高層住宅や一定の利便施設が立地している「一般住宅地区」では、共同住宅や商業・業務機能を適切に配置しつつ、良好で利便性が高い住宅地の維持・形成を図ります。

沿道複合地区

- ・主要幹線道路沿道の「沿道複合地区」では、背後の一般住宅地区の住環境との調和に配慮しながら、交流・賑わいをもたらす場として、商業・業務機能の維持を図ります。

商業複合地区

- ・知立駅周辺の外縁部等の「商業複合地区」では、中心拠点の一部として都市機能の誘導やまちなか居住の促進、住宅や店舗の複合施設の誘導を図ります。

商業地区

- ・知立駅周辺の「商業地区」では、商業・業務など活力ある都市機能や、市民生活に資する都市機能など、多様で高次の機能の充実を図るため、土地の効率的かつ健全な高度利用を促進します。
- ・都市機能の立地を活かし職住のバランスがとれたまちなか居住を促進します。



2018年時点の知立駅周辺

住工共生地区

- ・住宅と工場等が共存している「住工共生地区」では、住民と事業者の相互の理解のもと、住環境と操業環境の調和がとれた市街地の形成を図ります。

工業地区

- ・工場が立地している「工業地区」では、緑化の推進等により緩衝となる緑地を配置するなど、周辺環境に配慮しつつ、立地企業の操業環境の維持・改善を図ります。

居住促進地区

- ・人口増加の受け皿となる住宅地を確保し、子育て世代等の定住化等を促進するため、ゆとりある住宅地を主体とする新たな居住促進地区の整備を促進します。

産業促進拠点

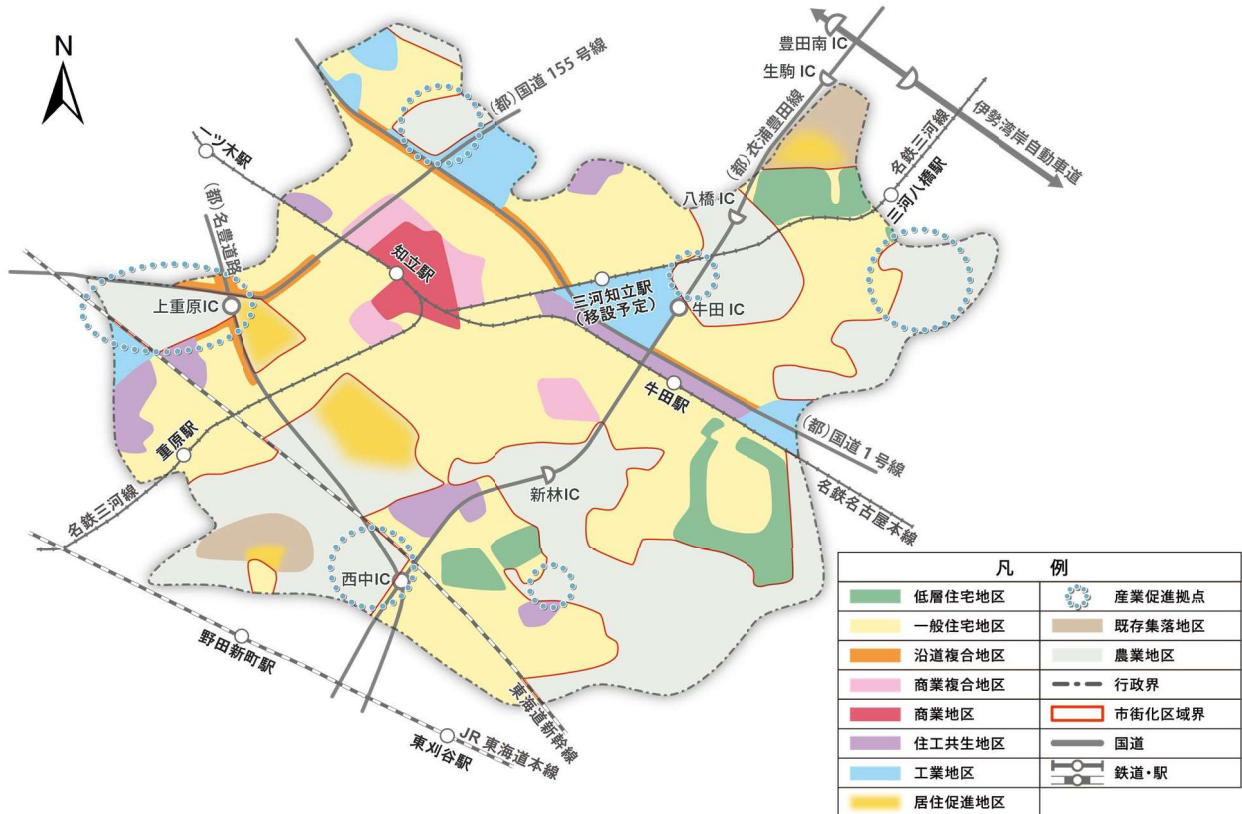
- ・産業機能の立地需要の受け皿として、本市のモノづくり産業等をより一層振興するため、自然環境、農地との調和に配慮しつつ、広域道路ネットワークのアクセス性が高い地区または、既に工場が集積している地区周辺に、新たな産業促進拠点の整備を促進します。

既存集落地区

- ・農地と集落等が共存する「既存集落地区」では、地域コミュニティの維持や周辺環境との調和のとれた土地利用を図ります。

農業地区

- ・農地等が広がる「農業地区」については、農業生産基盤の重要な拠点として農地の保全を図りながら、「産業促進拠点」となっている地区については、周辺環境に配慮するとともに、農業関係者等との調整を行いつつ、産業地としての土地利用を図ります。



■土地利用方針図